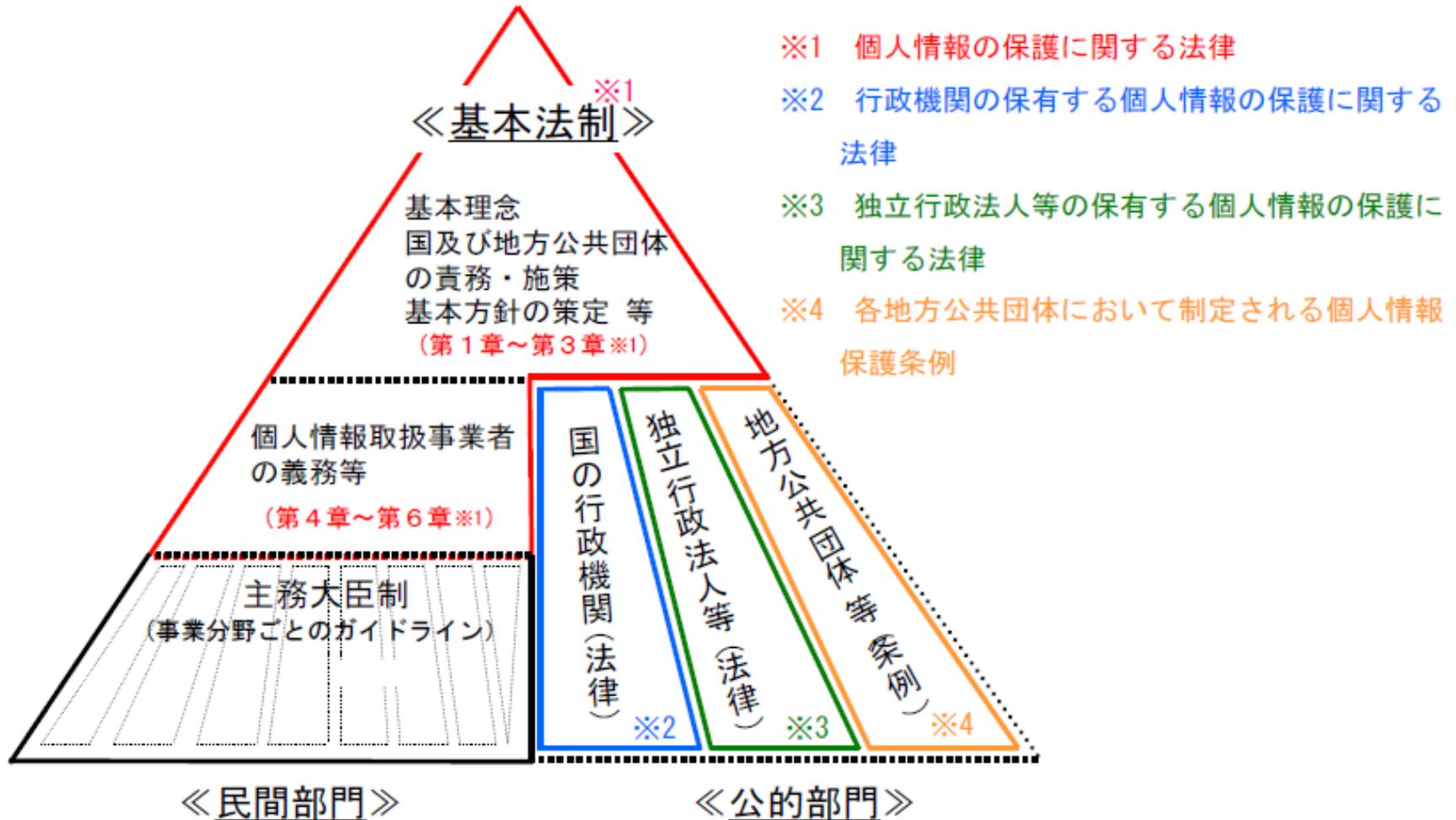


# 個人情報保護法關係資料

# 個人情報保護に関する法体系イメージ



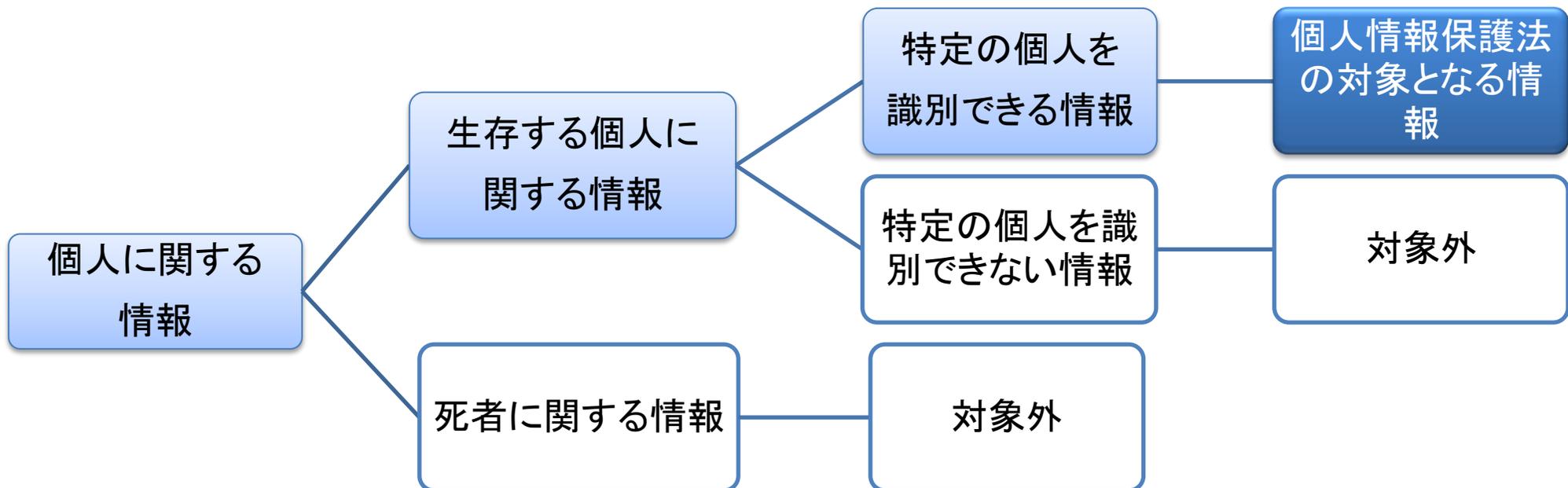
# 個人情報保護法における「個人情報」の定義

## ○ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

※他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。



# 「個人情報」、「個人データ」、「保有個人データ」の関係

## 「個人情報」、「個人データ」、「保有個人データ」の関係

### 「個人情報」

生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるもの

(他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別できるものを含む)

(例)データベース化されていない書面・写真・音声等に記録されているもの

### 「個人データ」

個人情報データベース等を構成する個人情報

(例)委託を受けて、入力、編集、加工等のみを行っているもの

### 「保有個人データ」

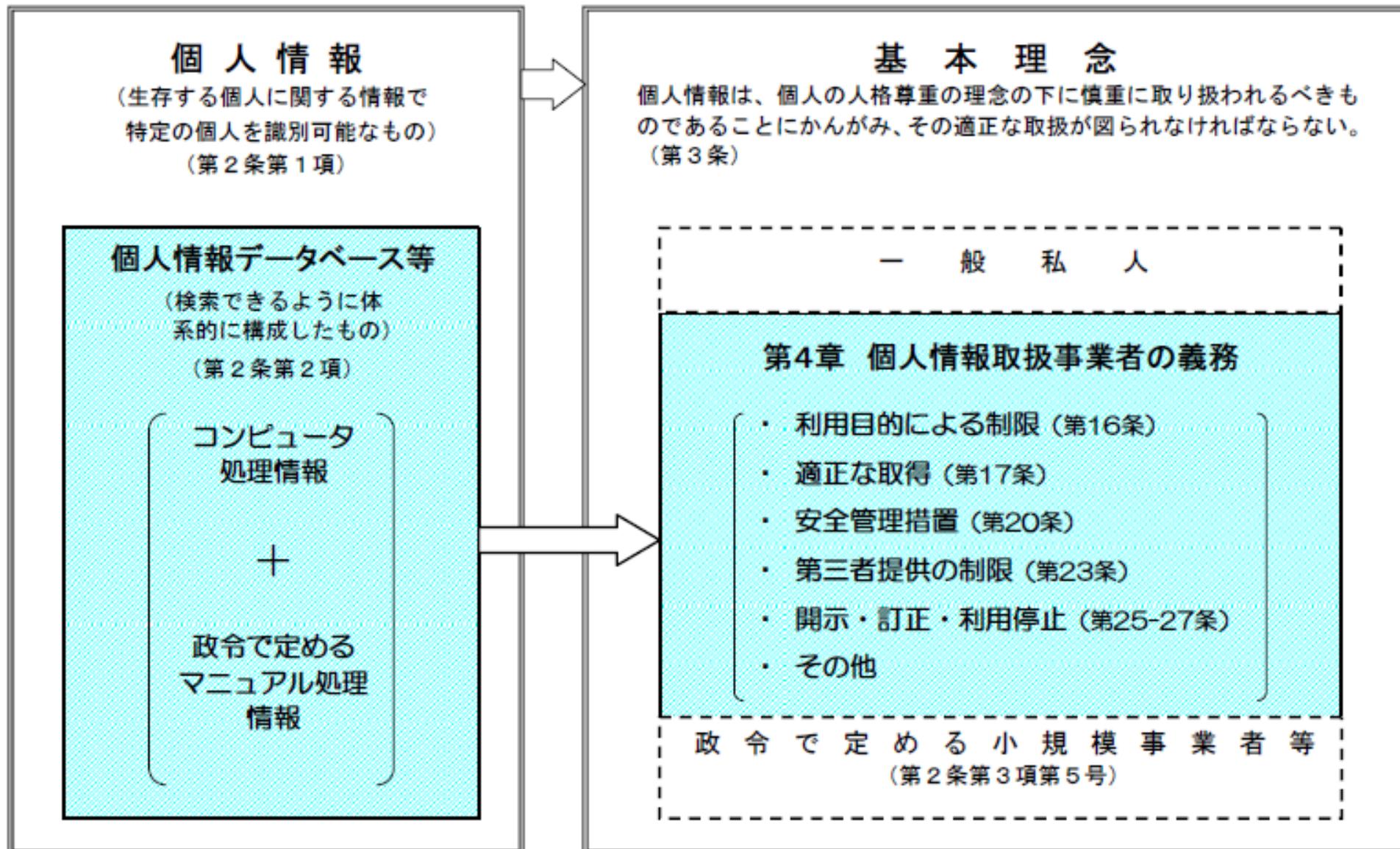
個人情報取扱事業者が開示、訂正、削除等の権限を有する個人データ

(例)自社の事業活動に用いている顧客情報

(例)事業として第三者に提供している個人情報

(例)従業者等の人事管理情報

# 対象となる個人情報、事業者の範囲等

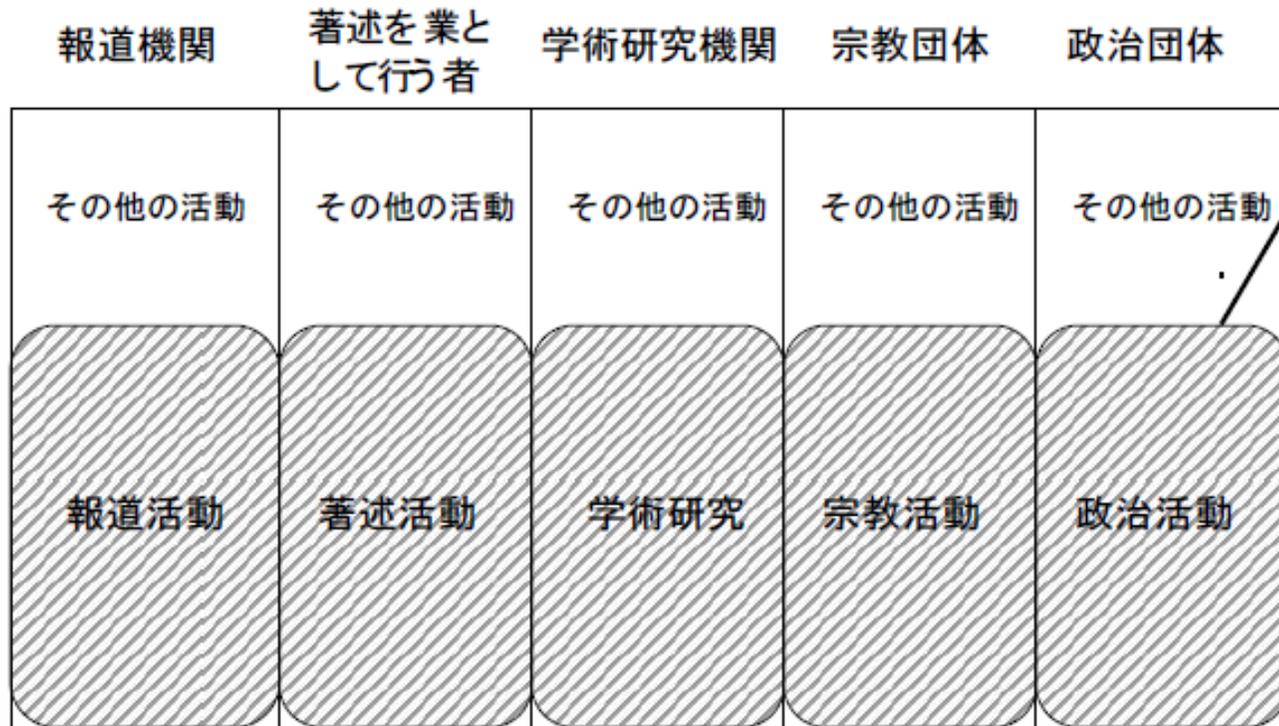


※ 公的部門については、この法律の趣旨にのっとり、別途、法律・条例で対応。

# 適用除外の考え方について

## 個人情報取扱事業者の活動

(個人情報取扱事業者の義務等が適用される。)



(表現の自由、学問の自由、信教の自由、政治活動の自由に関わる活動 ※)

## 適用除外規定(第50条)

- ① 5つの主体の5分野の活動については、個人情報取扱事業者の義務等の規定の適用を除外(主務大臣の勅告・命令等も適用されない。)
- ② 個人情報保護のために必要な措置を自ら講じ、内容を公表する努力義務。

## 主務大臣の権限の制限(第35条)

- ① 主務大臣による勅告・命令等を行うにあたっては、憲法上保障された自由に関わる活動を妨げてはならない。
- ② 5つの主体の5分野の活動に対する情報提供行為については、主務大臣は権限を行使しない。(ただし、義務規定自体は適用される。)

※(例)①報道機関等が行う報道活動等に密接に関わる行為

②報道機関等以外の者が行う表現の自由等に関わる行為

③報道機関等が行う取材活動等と裏腹の、情報提供者側の情報提供行為

# 実効性担保の仕組み

